

議案第30号

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

守口市自転車駐車場条例（平成17年守口市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自転車等使用者」を「自転車等（自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の使用者」に改める。

第2条の表に次のように加える。

滝井・千林駅自転車駐車場	守口市紅屋町71番地	屋内型
太子橋今市駅自転車駐車場	守口市緑町6番地の1	屋内型

第3条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「駐車場に駐車をすることができる」に、「適合したものでなければならない」を「適合するものに限るものとする」に改め、同項を同条とする。

第4条を削る。

第5条第1項中「承認」の次に「（以下「使用承認」という。）」を加え、同条第2項中「前項の承認」を「使用承認」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「駐車場の使用の承認」を「使用承認」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1項中「駐車場内に使用承認期間終了後」を「使用承認の期間の終了後に」に、「引取り時に駐車日数に一時使用料金を乗じた」を「当該期間の終了の日の翌日から当該自転車等を引き取った日までの期間の日数に一時使用の使用料を乗じて得た」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「駐車場内に使用承認期間」を「使用承認の期間」に、「駐車している自転車等」を「駐車し、」に、「を準用して処理す

る」を「に準じて必要な措置を講ずる」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「駐車場の使用を承認せず」を「使用承認をせず」に改め、同条第2項中「前項」を「市は、前項」に、「駐車場の使用を承認せず」を「使用承認をせず」に、「場合において、使用者に損害が生じる場合があっても、市はこれに対して補償の責めを負わないものとする」を「ことにより生じた損失については、補償をしない」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第2項第1号中「駐車場の使用の承認」を「使用承認」に改め、同条第4項中「第5条、第6条、第9条及び第11条」を「第4条、第5条、第8条及び第10条」に、「第5条、第6条、第9条、第11条第1項中」を「第4条、第5条、第8条及び第10条第1項中」に、「第11条第2項中」を「第10条第2項中」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「ついて」を「関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表屋内型の表に次のように加える。

滝井・千林駅	自転車	2,000円	5,500円	1,800円	5,000円	1,000円	2,750円
		一時使用 1日1回150円					
自転車駐車場	原動機付	3,000円	8,000円	3,000円	8,000円	1,500円	4,000円
	自転車	一時使用 1日1回200円					
太子橋今市駅自転車駐車場	自転車	2,000円	5,500円	1,800円	5,000円	1,000円	2,750円
		(屋上に駐車する場合にあっては、1,300円)	(屋上に駐車する場合にあっては、3,600円)	(屋上に駐車する場合にあっては、1,100円)	(屋上に駐車する場合にあっては、3,100円)		
		一時使用 1日1回150円					
	原動機付	3,000円	8,000円	3,000円	8,000円	1,500円	4,000円
	自転車	一時使用 1日1回200円					

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 滝井・千林駅自転車駐車場及び太子橋今市駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定並びにこの条例による改正後の守口市自転車駐車場条例第4条、第6条、第7条及び第10条に規定する定期使用の承認及びこれに係る使用料徴収その他必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。